

令和5年度予算執行調査の結果を公表します

- 令和5年度に実施した「予算執行調査」について、財務省において全30件の調査事案のうち調査が完了した28件の調査結果が公表されました。
- これらの調査結果については、的確に今後の予算編成に活用されます。
- 東海財務局では、28件の調査事案のうち3件の調査を実施し、このうち2件について取りまとめを行いました。

【東海財務局実施調査事案】

No.	省庁名	調査事案名	指摘内容			調査主体 (注)	取りまとめ 財務局
			① 必要性	② 有効性	③ 効率性		
11	文部科学省	伝統文化親子教室事業		○		共同	東海
16	厚生労働省	介護サービス事業者の経営状況等		○	○	共同	中国
21	農林水産省	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等			○	共同	東海

(注) 共同：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

なお、調査結果の詳細については、財務省のホームページをご覧ください。

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/sy0506/0506b.html

(参考) 予算執行調査とは

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

【担当】

東海財務局理財部主計第2課

電話052-951-2409

総括調査票

調査事案名	(11) 伝統文化親子教室事業			調査対象 予算額	令和4年度：1,489百万円 ほか (参考 令和5年度：1,489百万円)		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	文化振興費	調査主体	共同
組織	文化庁			目	文化芸術振興委託費 ほか	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

伝統文化親子教室事業は、次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組について支援を行うとともに、組織的・広域的に体験機会を提供し、地域偏在を解消する取組を支援することにより、子供たちの豊かな人間性の涵養を図りつつ、伝統文化等の確実な継承・発展につなげることを目的としている。(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施した。)

出会うの機会の提供

地域展開型

事業目的：体験機会の提供・幅広い参加を促す取組を支援する
実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等
事業開始年度：平成30年度

和装礼法教室



修得機会の提供

教室実施型・統括実施型

事業目的：計画的・継続的な修得機会を提供する取組を支援する
実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体(伝統文化関係団体)、統括団体等
事業開始年度：平成26年度(教室実施型)、令和3年度(統括実施型)

書道教室



事業効果

伝統文化等の確実な継承・発展を促す。
子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。

[教室実施型における国費の上限額]

参加人数(子供) / 要望上限額

10～19人の教室：30万円
20～29人の教室：35万円
30～39人の教室：40万円
40～49人の教室：45万円
50人以上の教室：50万円

【前回の調査結果(令和元年度)の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 補助水準について
参加者1人当たりの国費の上限や総事業費に対する国費の割合の上限を設けることにより、国費当たりの参加児童生徒数を増加させるよう事業の見直しを検討すべき。
- 実績確認について
参加児童生徒数が、10人を大きく下回っている場合や、毎年度継続的に10人を下回っている場合など、採択基準を満たさない場合について、やむを得ない場合を除き不交付とするなど、実績も確認した上で適切に審査を実施すべき。

反映の内容等

- 補助水準について
これまで教室規模によらず一律だった国費の上限額を参加児童生徒数の規模に応じたものとし、参加人数に応じて適正額を付与する仕組みに見直しを行った。
- 実績確認について
過去に参加児童生徒数が10人を下回った教室から申請があった場合には、外部の審査委員会で教室側の改善策等について審査の上、採否を決定することとした。採択後においても10人を下回った場合に理由書を徴取し、必要に応じて委託額を調整することができる仕組みを導入することとした。

総 括 調 査 票

調査事業名 (11) 伝統文化親子教室事業

②調査の視点

1. 補助水準について (教室実施型)

(1) 参加者が10人未満の事業について
教室実施型については、原則、参加者の人数を10人以上(親(同伴者)を除く)とすることとなっているが、参加者が10人を下回る事業について、前回調査以降改善が図られているか。

(2) 参加人数規模の実績が申請時より下回る事業について

文化庁は、事業者の活動実績を踏まえて適切に審査し、国費を決定できているか。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
文化庁 : 1先
教室実施型事業 : 13,769件 (延べ件数)

③調査結果及びその分析

1. 補助水準について (教室実施型)

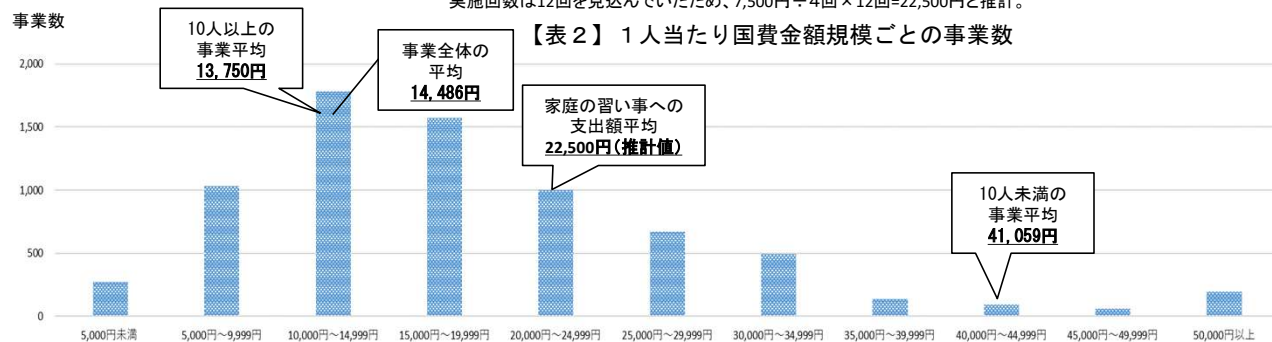
(1) 参加者が10人未満の事業について

前回調査後の令和2～4年度において、参加者が10人を下回った事業は全7,376件のうち674件(9%)確認され、全体に占める割合はコロナ禍の影響もあり、前回調査前(8%)より微増している。【表1】

なお、当該事業には、その間複数回で参加者10人未満となっているケースは128件、さらに平成30年度以降5年連続となっているケースが8件存在する。

また、10人未満の事業における参加者1人当たりの国費は平均41,059円であり、家庭の学校外教育活動への支出の平均額22,500円(推計値)(※)より高いことに加え、参加者10人以上の事業の平均額と比較すると約3倍高くなっている。【表2】

(※)「学校外教育活動に関する調査2017」(ベネッセ教育総合研究所)による家庭の1か月当たりの学校外教育活動(教室学習活動は除く)への支出額は平均7,500円。⇒1か月に4回活動していると推定。令和4年度の教室実施型の事業実施回数は12回を見込んでいたため、7,500円÷4回×12回=22,500円と推計。



(2) 参加人数規模の実績が申請時より下回る事業について

平成30～令和4年度(事業数13,769件)において、国費が参加人数規模に応じた上限額を超過していた事業が3,908件(28%)確認された。

【表3】参加人数の実績が申請時の規模を下回る場合、事業者は理由書を提出し、その理由が激甚災害の発生やコロナウイルス感染症の影響等、事業者の努力により解決できない正当なものと認められなければ、参加人数実績の上限額に照らして国費の減額を行うこととしているが、平成30～令和4年度のうち複数回で上限額を超過しているケースが1,170件(8%)、そのうち5年連続で上限額を超過しているケースが23件認められている。

こうした事例の中には、事業実施予定の会場の人数制限により、当初計画どおりに参加者を集めることが事前に不可能であることが判明していたにもかかわらず、減額を実施していない例も見られ、理由書審査の適切な運用がなされていたとは言い難い。

【表1】参加者10人未満の事業

	平成30～令和元年度	令和2～4年度
参加者10人未満事業数	487件	674件
事業全体に占める割合	8%	9%

【表3】各年度の国費上限額の超過状況等
(※個別の上限金額は1/4ページに記載)

	上限額以内かつ参加者10人以上	上限額を超過かつ10人以上
平成30～令和4年度事業数	8,700件	3,908件
事業全体に占める割合	63%	28%

④今後の改善点・検討の方向性

1. 補助水準について (教室実施型)

(1) 参加者が10人未満の事業について
事業数の割合について、前回調査以降、コロナ禍の影響もあり、主だった改善がされておらず、常態化しているようなケースも確認されている。また、1人当たりの国費についても高額となる傾向にあることから、理由書の運用をより限定的にし、支援の対象としないことをより徹底すべき。

(2) 参加人数規模の実績が申請時より下回る事業について

理由書の提出条件を厳格化するとともに、文化庁、委託業者ともに、より徹底した審査を行い、真にやむを得ない場合を除き、確実に国費の減額を行うことで、事業者の活動実績に見合った適切な国費の拠出とすべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (11) 伝統文化親子教室事業

②調査の視点

2. 事業の在り方

(1) 地域展開型
事業の趣旨を踏まえ効果的な事業となっているか。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
文化庁 : 1先
地域展開型事業 : 95件
教室実施型事業 : 2,778件
(令和4年度)
統括実施型事業 : 300件
(令和4年度)

(2) 教室実施型
伝統文化等の継続的な継承・発展につながる制度設計となっているか。

③調査結果及びその分析

2. 事業の在り方

(1) 地域展開型

○地域展開型の目的は、子供たちに伝統文化等の体験機会を提供することで、確実な継承・発展につなげること及び地域偏在を解消することである。

地域展開型における国費当たりの参加者数は、教室実施型と比較し約6倍となっていた。【表4】多くの体験機会を提供するという目的に関しては教室実施型より効率的であると考えられる一方で、教室実施型と異なり、一事業当たりの上限額しか定まっておらず、参加者数に応じた国費の上限が設けられていない等、多くの参加者を集められなくても事業実施者に不都合が生じない仕組みとなっているため、20事業(21%)において1回当たりの参加者が10人未満となっており、非効率的な事業実施となっていた。

また、伝統文化等については、自治体も主体的に関与し、地域全体で継承・発展させていくことが重要であるが、総事業費に対する国費負担割合の平均(平成30年度～令和4年度)が91%と国費に依存する割合が非常に高いことが明らかとなった。

○続けて、地域偏在の解消につながる事業になっているかについては、平成30～令和4年度に実施した全95事業について確認したところ、年平均14都道府県で実施されているのみで、30県以上について実施されていなかった。また、全20分野のうち「武道」など5分野においては、地域展開型のみならず、全事業で見ても、半数以上の都道府県で実施されていなかった。【表5】

【表5】各分野の事業を実施している都道府県の割合(教室実施型、統括実施型含む)

分野	武道	祭り行事	民謡・民舞	食文化・郷土料理	獅子舞	【参考】 草道	【参考】 茶道
令和4年度	44.7%	42.6%	46.8%	40.4%	48.9%	100%	100%

○さらに、総事業費に対する国費相当額が適切か確認するため、令和4年度に実施した地域展開型の全21事業における参加者の内訳を確認したところ、子供と保護者以外の地域住民が参加している3事業(全体の14%)において、地域住民が参加者全体の70%以上を占めていたが、いずれも参加費等の徴収は行っていなかった。こうした事例の中には、多数の地域住民が郷土食の試食等に参加していた例も見られた。子供たちに伝統文化等の体験機会を提供するという事業の趣旨からも、少なくとも地域住民に係る国費相当額は経費対象外とすべきである。

【表6】教室を持っている事業の割合

(2) 教室実施型

伝統文化等の継続的な継承・発展のためには、国費を用いた体験機会の提供を契機として、事業実施者自身による国費に頼らない修得機会の提供(以下「自走化」という。)につなげていくことが不可欠である。

今回、教室実施型事業者へアンケート調査を行ったところ、8割以上の事業(※)が教室を持っておらず、そもそも自走化につながる仕組みとなっていなかった。

【表6】そのうち、3割弱は9年連続(平成26～令和4年度)で事業を実施【表7】しており、自走化の見込みのない(教室を持たない)事業者が長期にわたり事業を実施している状態となっていた。

【表4】国費(100万円)当たりの参加者数(平成30～令和4年度)

教室実施型	地域展開型
70人	451人

教室(※)を持っている事業の割合	教室を持っていない事業の割合
16.8%	83.2%

(※)「本事業とは別に、事業者自ら経営している教室」を指す。(以下「教室」は同様の意味で用いる。)

④今後の改善点・検討の方向性

2. 事業の在り方

(1) 地域展開型

国費当たりの参加者数(子供)を増加させ、より効率的な事業実施を図るため、補助率の導入や参加者数に応じた国費の上限を設けるなどにより、子供の参加人数に応じた国費負担となるよう事業の見直しを検討すべき。

また、より多くの都道府県において「体験機会の提供・幅広い参加を促す」ため、文化庁は未申請の自治体も含めて、取組への理解を求めるとともに、自治体が財政面でより主体的な役割を果たすよう制度設計を見直すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (11) 伝統文化親子教室事業

②調査の視点

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
教室実施型事業：792件

(3) 地域展開型と教室実施型の連携
地域展開型と教室実施型の連携が進んでいるか。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
地域展開型事業：70件

③調査結果及びその分析

【表7】事業実施年数ごとの事業の割合

事業実施年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
教室を持っていない事業数	64	45	56	42	60	78	66	61	187
事業数の合計に占める割合	9.7%	6.8%	8.5%	6.4%	9.1%	11.8%	10.0%	9.3%	28.4%

また、当該事業については、事業実施年数に制限は設けていないが、教室を持っている事業者について、参加者から生徒へ移行した割合を、事業実施年数別に確認したところ、長く継続して事業を実施することが、必ずしも多くの生徒獲得につながっているわけではないことが確認された。【表8】

【表8】事業実施年数ごとの生徒になった人数の割合

A. 事業実施年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
B. 令和4年度中に参加者から生徒になった人数（過去から令和4年度までの参加者全てを含む）（人）	29	85	53	60	15	6	57	139
C. 年度当たりの参加者数の推計値（人）※	299	273	229	218	202	302	318	1,340
割合（B/C）	9.7%	31.1%	23.1%	27.5%	7.4%	2.0%	17.9%	10.4%

（※）今回の調査では事業実施年数については平成26年度以降の9年間、参加者数については平成30年度以降の5年間のデータを取得している。このため、事業実施年数ごとに事業を分類し、各事業の「平成30～令和4年度における事業参加者数の合計/平成30～令和4年度における事業実施年数」で算出した人数を合計し推計値としている。

(3) 地域展開型と教室実施型の連携

伝統文化等の体験機会の提供から修得機会の提供へとつなげるためには、地域展開型と教室実施型が連携を図り一体的に実施されることが求められるが、一部自治体においては地域展開型の参加者を教室実施型への参加につなげる取組を行っている事例も見られる一方で、地域展開型事業者へのアンケート調査において、教室実施型と連携した割合が全体の5分の1に満たない状況であった。

さらに、回答のあった70事業において、教室実施型の存在を「知っている」と回答した54事業（77.1%）のうち文化庁から教室実施型との連携を促す連絡が「なかった」と回答した者は31事業（57.4%）に上っており、文化庁からの連携の態様が自治体に伝わっていないと考えられ、全体として連携が十分でないことが明らかとなった。【表9】

【表9】教室実施型との連携状況についてのアンケート結果（n=70）

教室実施型事業者と連携した割合	A. 教室実施型を知っていると回答した割合	A.のうち文化庁からの連絡がなかったと回答した割合
18.6%	77.1%	57.4%

④今後の改善点・検討の方向性

(2) 教室実施型

伝統文化の継続的な継承・発展のためには、教室実施者における国費に頼らない運用が不可欠である。

文化庁は、政策目的の達成に向け、自走化へ向けた課題の整理、複数年継続実施の効果検証を行った上で、本事業の実施により教室実施者が国費に頼らない運用ができる体制につながるような制度設計に見直すべき。

(3) 地域展開型と教室実施型の連携

地域展開型について、教室実施型との連携を図り、参加者を増加させるため、文化庁は自治体への周知をより徹底するとともに、教室実施型との連携事例について横展開を行うなど、自治体が連携に取り組みやすくなるよう仕組みづくりを検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等			調査対象 予算額	令和2年度補正(第3号) : 9,500百万円 ほか (参考 令和5年度 : 2,950百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	漁業経営安定対策費ほか	調査主体	共同
組織	水産庁			目	漁業経営安定対策事業費補助金ほか	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 日本の漁業・養殖業生産量はピーク時の約3分の1まで減少し、過剰漁獲や環境変動等の影響が指摘されている。このような状況を踏まえ、平成30年12月に「漁業法」が改正され、水産庁は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立し、漁業者の所得向上等を目指す水産改革を推進している。
- 特に水産業の成長産業化に向けて、水産庁では、スマート水産技術の開発・実装や漁業人材確保のための環境等の整備等を図りつつ、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成等に向けた取組を図るとしており、その取組として水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等がある。
- 本事業は、広域浜プラン等に基づく所得向上の取組に必要な漁船(中古又は新船)をリース事業者(漁業団体)が取得し、資源管理又は漁場改善(以下「資源管理」という。)を行う中核的漁業者にリースする取組を支援(リース漁船の取得費等を助成)する事業である。

取組目標

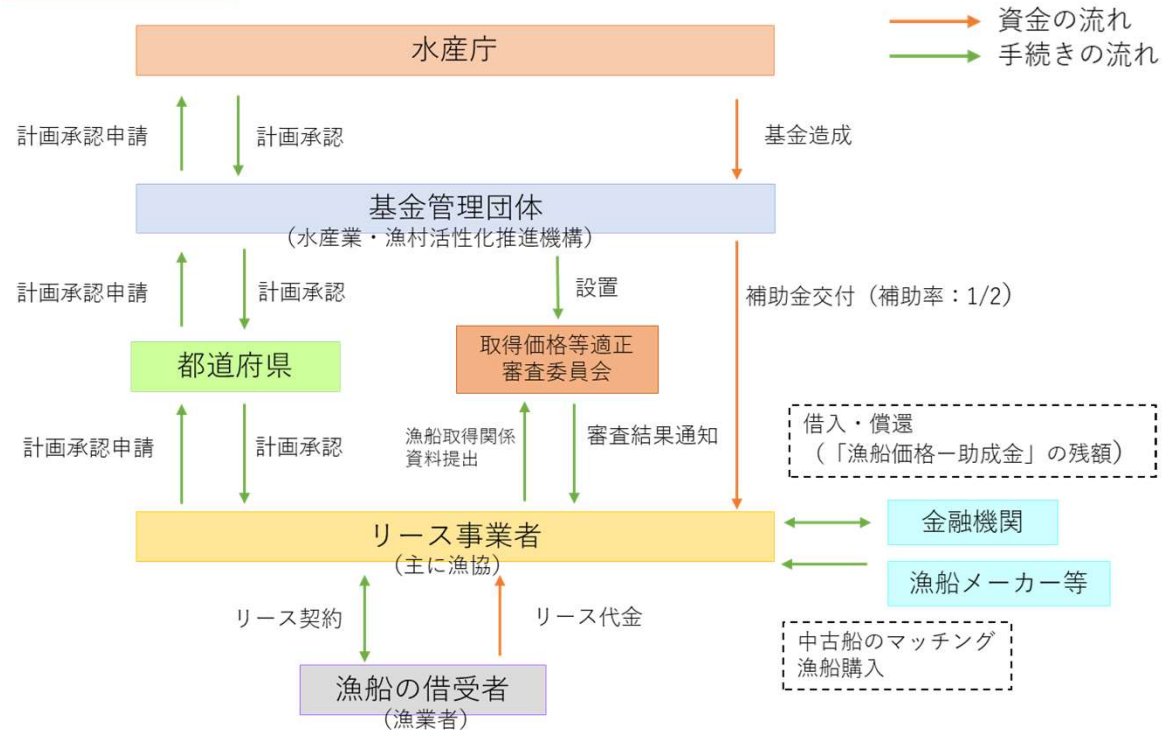
- 5年以内に、漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を10%以上向上させること。新規就業者にあつては、原則、当該地域の平均漁業所得から10%以上向上させること。
- 自力で次期代船の取得が可能となる利益の留保を実現すること。

※中核的漁業者は、上記の取組の具体的な内容をリース事業者に提出し、リース事業者がこれに基づき事業実施計画書を作成して基金管理団体に承認申請

リース対象漁船・補助率

- 原則として、中古漁船とする。ただし、
 - 十分な努力を払ったにもかかわらず、必要とする規模・仕様の漁船が調達できない場合
 - 中古船の取得・改修費が新船建造費を上回る場合は、新造船も可とする。
- 漁船の取得費・改修費：1/2以内(1隻当たり3億円が助成の上限)

事業の流れ



総括調査票

調査事案名 (21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等

②調査の視点

【調査対象年度】
平成29年度～令和4年度
【調査対象先数】
水産庁 : 1先
リース事業者 : 88先

1. 漁船の取得価格

漁船取得費の低減に努めているか。

③調査結果及びその分析

1. 漁船の取得価格

- 本事業では漁業者の求める漁船導入に当たり、取得費低減の観点から、原則中古船を取得した上で必要な機関・設備等の改修を行うこととし、中古船が調達できない場合には、新船建造が認められているところである。
- 平成29年から令和3年までに本事業で導入された漁船における、新船、中古船の割合及びその取得価格（改修費も含む）を調査したところ、約7割が新船導入となっており、また、新船・中古船別の取得価格（中央値）は、新船の方が中古船よりも2倍以上高い結果となった。なお、総トン数別で件数の多い4トン台、9トン台で比較した場合においても、同様に新船の方が中古船よりも2倍以上高い結果となった。【表1】
- 本調査において回答のあった337件を対象に、10件以上の実績がある都道府県ごとの漁船取得状況を見ると、中古船取得率に大きな差が認められた。【表2】
- リース事業者に中古船のマッチングの実施状況を聞き取ったところ、全県において、複数の漁協等に対し、取得を希望するスペック（大きさ、仕様等）の中古船の有無を確認しているものの、中古船の取得割合が低い県のリース事業者では「近隣の漁協に確認するのみにとどまっている」例があった一方で、取得率が高いリース事業者からは、「周辺の漁協のみならず、県外の漁協や造船所又は鉄工所など広範囲に照会をかける等の取組を行っている」ほか「漁業が盛んなエリアが広い地域は、中古船を見つけやすい」との声があった。
※登録漁船数は、近年減少傾向にあり、令和3年では前年から3,390隻減少の59,500隻となっていることから、中古船は一定数存在すると考えられる。

【表1】漁船（新船・中古）取得価格の比較

漁船	件数	取得価格（中央値）
漁船全体	1,767	4,099万円
新船全体	1,200 (67.9%)	5,098万円
中古船全体	567 (32.1%)	2,208万円
漁船（4t台）全体	560	3,600万円
新船（4t台）	341 (60.9%)	4,250万円
中古船（4t台）	219 (39.1%)	1,770万円
漁船（9t台）全体	207	6,390万円
新船（9t台）	131 (63.3%)	9,682万円
中古船（9t台）	76 (36.7%)	2,994万円

※取得価格の1/2を本事業で補助

【表2】都道府県別にみた漁船（新船・中古）取得状況

都道府県	全体件数	中古船件数	新船件数
A県	30	30 (100%)	0 (0%)
B県	13	10 (77%)	3 (23%)
C県	25	19 (76%)	6 (24%)
D県	13	0 (0%)	13 (100%)
E県	13	4 (31%)	9 (69%)
F県	25	6 (24%)	19 (76%)

※ F県の新船件数19件のうち15件は、4t台の養殖作業船であり、隣接するA県では、同規模同業種の作業船を全て中古船で導入できていた。仮にF県の15件のうち半数の8件が中古船取得できたと仮定した場合の削減額（事業費）は、約2億円と試算される。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 漁船の取得価格

効率的に全国規模で中古船のマッチングが可能となるよう、中古船に係る情報集約・提供体制を構築するなど、中古船照会作業の効率化を図りつつ、個別案件ごとの事業費の適正化を図るべき。

なお、上記の仕組みが整うまでの間、中古船のマッチングの好事例も参考に、
・照会範囲（県外の造船所や鉄工所等の広範囲にまで照会をかけること）
・照会期間（最低半年は中古船の照会をかけること）
等を明確化することも必要。

また、中古船を優先的に採択した上で、残りの配分枠の範囲内で新船導入を採択する仕組みや、新船の補助率の水準も含め検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等

②調査の視点

2. 遊漁船への 転用状況

導入漁船の遊漁船転用状況を実に把握できているか。

3. 資源管理の 取組状況

本リース事業は、資源管理を行う漁業者向けの支援となっているが、水産庁は、各漁業者が行う資源管理の取組を適切に把握しているか。

③調査結果及びその分析

2. 遊漁船への転用状況

- 本リース事業は、漁労所得の向上を目指すものであり、遊漁船への転用は、事業開始時に事前承認を受けた上で、毎年の遊漁船収入等が漁労収入を超えないことを要件としている。
- 水産庁調べによると令和4年度現在、遊漁船隻数は約1.4万隻あり、遊漁船業者（約1.3万人）のうち72%が漁協組合員であることから、漁業者が営む遊漁船は約1万隻と見込まれ、全国の漁船（約6万隻）のうち2割程度が遊漁船としても登録されていると推測される。こうした状況の中、令和3年度会計検査院報告において、本事業で導入した漁船を不当に遊漁船に転用していた事例が指摘されており、遊漁船への転用状況について課題が生じている状況にある。
- 本調査において回答のあった337漁業者について、遊漁船への転用状況を確認したところ、8漁業者（2.3%）から遊漁船収入を得ているとの回答があったものの、事業計画に記載し事前承認を受けた者は1漁業者のみであり、7漁業者については目的外使用となっていた。
また、8漁業者のうち6漁業者については遊漁船収入等が漁労収入以内であったが、2漁業者については、遊漁船収入を漁労収入と切り分けて把握しておらず、基準内か否かを判断できなかった。
- 以上のように、今回調査においては、本リース事業利用者による遊漁船への転用状況（遊漁船として転用しているか否か、転用している場合にその使用割合がどうなっているのか）について、水産庁は適切に把握していないことが確認された。また、本調査においては、遊漁船への転用割合は2.3%にとどまったが、漁船の遊漁船への登録状況（2割程度）を踏まえると実際の転用割合は更に大きいと推測され、遊漁船の使用状況についての適切な確認体制を構築するべき。

3. 資源管理の取組状況

- 我が国水産業では、漁獲量の減少が続いており、その要因としては様々な要因が考えられるものの、適切な資源管理を行い水産資源の維持・増加を図っていくことが重要である。各地域における資源管理の取組として、「資源管理計画」を策定し、各地の実態に即した自主的な管理が行われている。
- 水産庁によると、全国で作成されている各地域の「資源管理計画」のうち、665件において資源量が「減少」と評価しているが、564件は資源管理計画の検証結果を「継続」と位置付けており、資源管理を強化する計画になっていない。各地域における資源管理については、科学的根拠に基づいて適切に資源管理の強化を行っていく必要がある。【表3】
- こうした中、本リース事業では、漁獲量の増加等を通じて漁労所得の向上を目指すものであるが、同時に本リース事業利用者は資源管理に係る取組を行うことが要件となっている。
- 337漁業者の事業計画について、資源管理の取組に係る記載状況を確認したところ、約4割（141漁業者）が具体的な取組内容を記載しておらず、事業実施中の漁業者が適切に資源管理に取り組んでいるか確認できなかった。【表4】
また、337漁業者のうち養殖業者を除いた212漁業者について、資源管理計画の状況を見ると約12%の漁業者において、資源が「減少」と評価された地域の魚種を対象としていた。
- 収益増加のため漁獲量の増加等を計画する漁業者については、特に資源管理の確実な履行が求められているにもかかわらず、適切な資源管理に向けそのチェック機能やフォローアップ状況が十分とは言えない。

【表3】資源管理計画の状況

	継続	強化	小計
減少	564	101	665
横ばい	928	102	1,030
増加	544	59	603
小計	2,036	262	2,298

(注) 各計画作成者は、5年に一度の自己評価・検証の際に、前回計画から資源管理の取組を追加的に措置する場合は「強化」、現行の取組を継続させる場合は「継続」と位置付けている。

【表4】事業計画の記載内容

資源管理の具体的取組	件数 (n=337)	割合
記載なし	141	41.8%
記載あり	196	58.2%

④今後の改善点・ 検討の方向性

2. 遊漁船への転用状況

導入漁船の目的外使用を防ぐため、事前承認の徹底とともに遊漁船収入を毎年報告させるべき。

その上で、例えば、遊漁船収入等が事業開始時の目標漁労収入を継続的に超えているなど悪質と認められるものについては補助金の返還を求めるべき。

3. 資源管理の取組状況

資源管理の着実な推進のため、

- ・事業計画記載の資源管理の取組について、毎年その実績を報告させるとともに、科学的な根拠に基づいた地域の資源管理の取組を要件化することも検討すべき。
- ・資源管理を行っていない漁業者に対しては、基金管理団体等による指導、助言を強化し、それでもなお改善が認められない場合には、補助金の返還などを求めていくべき。

なお、事業計画において、事業目標（漁労所得の10%向上）に向けた取組を具体的かつ定量的に記載することも必要である。